火災の発生原因	乗率
失火	○・五
その他	○・八

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四　家畜伝染病対策に要する経費があること。

五　再生振替特例債の利子支払額があること。

六　被災地域の応援等に要する経費があること。

七　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

八　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第五十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

火災の発生原因	乗率
失火	○・五
その他	○・八

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海線状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四　家畜伝染病対策に要する経費があること。

五　再生振替特例債の利子支払額があること。

六　被災地域の応援等に要する経費があること。

七　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

八　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第五十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。